

募集要項

1 概要

石川県小松市向本折町戊267番地に所在する航空自衛隊小松基地において、展示即売店（物品及び飲食物の移動販売）を設置し、営業を行う販売者を次の各項に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）保有者又は第5項に示す書類の提出により同等の資格を確認できること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 暴力団又は暴力団員の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

社会的に非難されるべき関係とは、次の例による。

ア 自己、自社若しくは第三者不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的による関係

イ 資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している関係

ウ その他、社会通念上不相当と認められる関係

- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を持つ者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

石川県小松市向本折町戊267番地

航空自衛隊小松基地厚生センター内又は厚生センター周辺

4 設置条件

- (1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

- (2) 国有財産の使用許可対象日

令和8年10月1日から令和9年3月31日までの間で、基地と協議して決定した日

- (3) 設置（営業）時間

基地と協議して決定した時間

注：官側の都合により営業が中止又は日時内容等が変更される場合がある。

(4) その他

細部については、別添「仕様書」のとおり。

5 応募手続等

(1) 申請書等の提出

ア 提出書類

- (ア) 申請書（別紙様式第1） 1部
- (イ) 出店に関する誓約書（別紙様式第2） 1部
- (ウ) 業務確約書（別紙様式第3） 1部
- (エ) 企画提案書（別紙様式第4） 正1部、写し14部

企画提案書には、次の事項を必ず記載又は資料を添付すること。

- a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第5）
- b 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
- c クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
- d 小松基地における営業方針（隊員が利用する際の利点）
- e その他のアピールポイント
- f 出店希望日及び使用希望場所
- (オ) 企画提案書付属書類 1部

販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等（日本産業規格A列4番とする。）

(カ) 参加資格確認書類 各1部

応募に必要な資格を確認するため、次の関係書類を併せて提出すること。

なお、関係書類に不備があった場合又は参加資格がないと判断された場合は企画提案書の審査は行わず無効とする。

- a 営業経歴書（会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等又はこれらの内容が記載されたパンフレット等）
- b 財務諸表
 - (a) 個人

直近の所得税青色申告決算書の写し、確定申告書の写し（申請日直前1年以内に税務署に提出したもの）
 - (b) 法人

直近の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等（申請日直前1年以内に確定したもの）
- c 納税証明書
 - (a) 個人

その3の2（発行後3か月以内のもの）

(b) 法人

その3の3（発行後3か月以内のもの）

d 戸籍抄本（法人である販売者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書））（発行後3か月以内のもの）

e 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）

f 都道府県知事の発行した営業許可書の写し

注：防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しをa、b、c及びdに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

郵送により次の担当まで提出すること。

〒923-8586

石川県小松市向本折町戊267番地

航空自衛隊小松基地 第6航空団基地業務群業務隊厚生班

電話（代表）0761-22-2101（内線276）

（公募担当 宛）

ウ 提出期限

令和8年7月9日（木）（必着）

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があつた場合は、失格とする。

ア 提出書類が期限までに提出されなかった場合

イ 提出書類が募集要項に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があつた場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合

オ その他、違反と認められる場合

(3) 書類提出後の修正禁止

提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

6 選考の方法

提出された企画提案書に基づき、書類選考による総合的審査の上、販売者を決定する。

7 販売者決定結果の通知

前項により決定した結果を、航空自衛隊小松基地ホームページに掲載する。（令和8年8月上旬予定）

申 請 書

令和 年 月 日

航空自衛隊小松基地司令 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

⑩

法人・個人の別： 法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

石川県小松市向本折町戊 2 6 7 番地に所在する航空自衛隊小松基地において、展示即売店を設置し、営業を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用してください。

出店に関する誓約書

航空自衛隊小松基地における展示即売店の設置及び営業に際し、その趣旨に従い、関係法令とともに次に掲げる事項を厳守し、公序良俗に反しないことを誓約します。

これに違反した場合は、設置及び営業を差し止められ、又は制限を受ける等いかなる処分を受けても異存ありません。

- 1 私どもは、暴力団及びその関係者との関係は一切ありません。
- 2 売店業務従事者として申請した者以外は、業務に従事させません。
- 3 代表者は、設置及び営業に関する全ての行為について、関係法令の定めるところにより全ての責任を負います。
- 4 設置及び営業に際して認められた目的以外の行為は、一切行いません。
- 5 設置及び営業の意思がなくなり、又は設置及び営業が不可能となった場合には、速やかに官側に連絡し指示を受けます。
- 6 安全管理に万全を尽くし、火気の使用、車両の運行等について官側の指示に従い、事故の未然防止に努めます。
- 7 食品を販売又は取り扱う場合においては、食品衛生法の定めるところにより衛生管理に十分に配慮し、官側及び保健所の指導に従い食中毒の発生防止に努めます。
- 8 販売品目及び販売価格は、官側が容認する範囲のものとし、有害な商品及び官側が不適と判断するものについては販売しません。
- 9 設置及び営業に際し、官側の施設、物品等を滅失又は破損した場合は、速やかに報告するとともに、これを原状に回復し、又は破損等を賠償します。
- 10 設置、営業及びこれに関して発生した費用等は、すべてこれを負担します。
- 11 基地内において必要な場所以外への立入りは行わないほか、細部は官側の指示に従います。
- 12 その他疑義を生じた場合は、その都度官側と協議し、指示を受けます。

航空自衛隊小松基地司令 殿

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

㊟

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

航空自衛隊小松基地司令 殿

「航空自衛隊小松基地における展示即売店の設置及び営業」業務の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約いたします。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

⑩

法人・個人の別： 法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用してください。

企 画 提 案 書

会社名：

1	主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第5）
2	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
3	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処法
4	小松基地における営業方針（隊員が利用する際の利点）
5	その他のアピールポイント
6	出店希望日及び使用希望場所

会社名：

[illegible]